白石町農林水産物統一ロゴマーク使用取扱規程

（趣旨）

第１条 この規程は、白石町農林水産物統一ロゴマーク（以下「統一ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（用途）

第２条 統一ロゴマークの用途は、次に掲げるものとする。

（１）白石町内で生産された農林水産物又はこれらを原材料の全部又は一部に使用する加工食品（以下「町内産農林水産物等」という。）の出荷又は販売において使用するとき。

（２）町内産農林水産物等を原材料の全部又は一部に使用する外食の提供において使用するとき。

（３）広報の目的で使用するとき。

（４）その他町長が適当と認めたとき。

（使用の届出）

第３条 統一ロゴマークを使用しようとする者は、白石町農林水産物統一ロゴマーク使用届（別記様式）をあらかじめ町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（２）その他町長が適当と認めたとき。

（使用料）

第４条 統一ロゴマークの使用料は、無料とする。

（出荷又は販売における使用する者の範囲）

第５条 第２条第１号に規定する用途のため、統一ロゴマーク等を使用する者（以下「届出者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

（１）農産物の生産・出荷又は販売を主たる業務とする法人、団体もしくは組合又は町内において農業に従事する者であること。

（２）町内に事業所を有する加工食品を製造又は販売する企業又は組合等であること。

（使用上の遵守事項）

第６条 統一ロゴマークを使用する者は、別添ロゴデザインシステムマニュアルに定められた使用方法を遵守しなければならない。

（使用の中止等）

第７条 町長は、統一ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、又は中止させることができる。

（１）白石町及び町内産農林水産物等の信用、品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（２）統一ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

（３）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（４）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（５）その他町長が統一ロゴマークの使用について不適当と認めたとき。

（使用状況の調査等）

第８条 町長は、統一ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認めた場合、統一ロゴマークの使用状況について調査し、又は統一ロゴマークの使用者に対し報告を求めることができる。

（使用者の責務）

第９条 統一ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は統一ロゴマークの使用者に帰するものとし、統一ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第１０条 この規程に定めるもののほか、統一ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。